

審 査 基 準

令和7年9月26日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第95条の2第11項
処 分 の 概 要：免許証の交付
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第21条の9（免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請）、第21条の10（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等）、第29条の2の3の2（更新された免許証の交付等）、第31条の4の3（他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えに伴う免許証の交付）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：即日
申 請 先：自動車運転免許試験場、自動車運転免許試験場更新センター、遠隔地警察署又は八女警察署黒木交番
問 合 せ 先：警察本部運転免許試験課自動車運転免許試験場試験場係 ○ 福岡自動車運転免許試験場（092-565-5010） ○ 北九州自動車運転免許試験場（093-961-4804） ○ 筑豊自動車運転免許試験場（0948-26-7110） ○ 筑後自動車運転免許試験場（0942-53-5208）
備 考：